

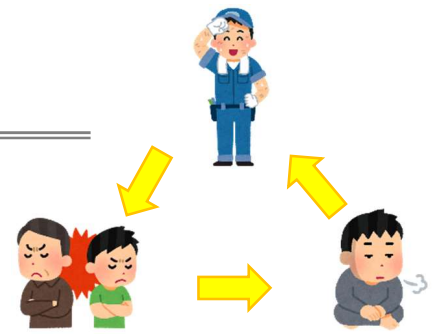
相談事例①

支援対象者：Aさん【50歳代男性・知的障害・自宅でひとり暮らし】

相談者：病院の相談員

身内：叔父

Aさんは仕事についていましたが、職場で人間関係が上手くいかなくなると仕事を辞めては自宅にこもり、お金を使い果たらまた仕事を探す生活を繰り返していました。



ある日、近所に住む友人がAさん宅を訪ねると、倒れているAさんを発見。緊急搬送先の病院で脳梗塞と診断され、しばらく入院が必要となりました。

手術により一命を取り留めたものの、左半身の麻痺と高次脳機能障害を発症し、Aさん自身は将来について大きな不安を感じていました。



Aさんを担当する病院の相談員は、自宅での生活を希望されるAさんが退院後も安心して暮らせるように福祉サービスの利用について役場へ相談しました。

また、病院への支払いや日常生活に関する様々なお金の支払いなどをAさんが行うことは難しいため、Aさんが唯一頼れる他町に住む高齢の叔父にお願いしようと相談員から叔父へ連絡したところ、自分は高齢で持病もあるので、入院手続きはするが他のことは誰かに頼んでくれとのことでした。困った相談員から権利擁護センターへ相談がありました。

【本人の状況と課題】

- ・自宅で生活がしたいが、左半身麻痺と高次脳機能障害を発症
- ・近くに頼れる身内が誰もいない
- ・ひとりで生活ができるのか不安
- ・病院への支払いや日常生活にかかるお金の支払いが難しい

【思いに寄り添った支援と今後について】

Aさんの思いや心身の状況をお伺いし、今後の生活に必要な支援を一緒に考えていきました。

- ・ひとり暮らしのAさんの日常的な食事のお世話や介護について、訪問介護サービスを利用
- ・医療費を含む生活に関する支払いは福祉サービス利用援助事業へつなげる

今後、Aさんがひとり暮らしを続けることが難しくなったり、高齢の叔父が入院手続きをすることができなくなったり、福祉サービス利用援助事業での支援で対応ができなくなった場合には、成年後見制度の利用について検討していきます。

相談事例②

支援対象者：Bさん【80歳代女性・自宅でひとり暮らし】

相談者：本人

身内：なし

Bさんの夫は10年前に亡くなり、それからBさんは1人で生活をしていました。

先日、近くに住むひとり暮らしの友人が家で転倒し、施設へ入所になったと聞きました。その友人は幸いにも隣町に子どもが住んでいたため、施設への入所手続き等ができたようですが、Bさんには頼れる身内が誰のいないため心配になり、役場へ相談することにしました。

そこで、権利擁護センターを紹介されたので、詳しい話を聞きに行くことにしました。



【本人の状況と課題】

- ・今後、自分に何かあった時、身のまわりのことを誰かに頼みたい
- ・誰も身内がない
- ・将来のために、しっかりしている間に備えたい



【思いに寄り添った支援と今後について】

Bさんの思いや心身の状況をお伺いし、今後の生活に必要な支援を一緒に考えていきました。

- ・今は身のまわりことができているので、将来何かあった時にお金の管理や施設などの入所契約を代わりに行ってくれる方がつく『任意後見制度』について説明

じっくり検討し、近くに住む専門職の方と任意後見契約を結びました。同時に、亡くなったときの葬儀のことやお墓のことについても相談し、遺言書の作成も行いました。

※『任意後見契約』は、ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを公正証書による契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

※任意後見契約は本人がしっかりされている状態であれば、途中で契約を解除することができます。